

平成30年第9回

安芸高田市農業委員会議事録

総 会

平成30年9月25日（火）

安芸高田市農業委員会

総 会 出 席 簿

【開催年月日】 平成30年9月25日(火)

【時間及び場所】 午後1時30分より 第1庁舎2階 211会議室

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
 日程第 2 報告第 7号 取消願について
 日程第 3 報告第 8号 農地転用(農業用施設)届出について
 日程第 4 議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請について
 日程第 5 議案第52号 農地法第4条の規定による許可申請について
 日程第 6 議案第53号 農地法第5条の規定による許可申請について
 日程第 7 議案第54号 非農地証明申請について
 日程第 8 議案第55号 農用地利用集積計画の決定について
 日程第 9 議案第56号 農用地利用配分計画原案の諮問について
 日程第10 議案第57号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画の変更について

| 議席 | 氏 名 | 印 | 議席 | 氏 名 | 印 | 議席 | 氏 名 | 印 |
|----|-------|---|----|-------|---|----|-------|---|
| 1 | 沖田 良次 | ○ | 5 | 田槇 憲司 | ○ | 9 | 村上 一夫 | ○ |
| 2 | 田中 秀之 | ○ | 6 | 上田 隆司 | ○ | 10 | 光永 直義 | ○ |
| 3 | 津田 義則 | ○ | 7 | 富田伊久夫 | ○ | 11 | 水重 克幸 | 欠 |
| 4 | 信川 進吾 | 欠 | 8 | 桑原 博 | ○ | 12 | 秋國 満 | ○ |

事務局 出席 沢田 純子事務局長
 森田 修事務局長補佐

総会開始 午後1時30分

総会時間 1時間24分

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時30分 開会

○村上会長 ただいまより総会を始めさせていただきます。平成30年第9回安芸高田市農業

委員会総会を開催いたします。

本日の総会に4番 信川委員、11番 水重委員、2名の欠席の申し出がありました。ただいまの出席委員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより平成30年第9回安芸高田市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は規定により議長において指名します。5番 田慎 憲司委員、6番 上田 隆司委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 報告第7号 取消願について、報告をお願いいたします。

事務局。

(事務局朗読説明)

○村上会長 ありがとうございます。

以上で、取消願についての報告を終わります。

日程第3 報告第8号 農地転用（農業用施設）届出についての報告をお願いいたします。

事務局。

(事務局朗読説明)

○村上会長 ありがとうございます。

以上で、農地転用（農業用施設）届出についての報告を終わります。

次の3条の許可申請は、桑原職務代理の説明案件がありますので、議長を交替せず、続けさせていただきます。

日程第4 議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

初めに事務局より議題の要件説明をお願いいたします。

事務局。

(事務局朗読説明)

○村上会長 ありがとうございます。

続きまして、担当委員の調査報告をお願いいたします。

受付番号51について、8番 桑原委員、お願いいたします。

○桑原委員 はい。8番 桑原です。

受付番号51号について調査報告を行います。

この●●●●●さんは、●●●●●さんの次男坊だそうでございますが、●●●さんは、家でぶどうをつくっておられます。田んぼは自分で食べるぐらいしか作っておられないと思います。あとは、預けておられますが、●●さんが帰って農業をしたいというふうなことで、将来的にはそういう家のものを全部継いでいくのではないかとというふうに思いますが、ここへある畑は、全部お父さん、家のほうの、実家の周辺にある畑でございます。小さい畑ばかりでござ

いますが、一応、●●さん自体が美土里町●におられませんので、この際、きれいにしておきたいというようなこともあり、●●●さんの息子さんへという形をとるものでございます。全く現状では耕作されておりませんので、いいことだというふうに思います。問題ないというふうに見てまいりました。

以上です。

○村上会長 ありがとうございます。

次の、受付番号52号でありますが、私、9番 村上が報告させていただきます。

52号について、9月10日月曜日に、最適化推進委員7名と農業委員2名、事務局とで現地調査をいたしました。

別図51の52ページをごらんください。場所は、可愛川の●●●●の上流で、堤防の北側で、譲り渡し人の実家の周囲で、2筆の田と1筆の畑の3筆であります。現状は草刈りもされてきれいに管理された農地でありましたが、市外に居住しており、管理や耕作が困難なことから譲り渡すことになり、譲受人も吉田町の●●の実家のほうで農業をされているという理由もあり、空き家も合わせての購入で空き家の解消にもなり、売ることに決めたというふうに思います。詳細は調査書のとおりであります。

以上で調査報告を終わります。

次に、受付番号53号について、7番 富田委員、お願いいたします。

○富田委員 はい。7番 富田です。

受付53号について報告します。

9月10日、農業委員2名、推進委員3名と事務局とで現地を確認しました。場所は、八千代町●●で、別図51-53をごらんください。旧国道54号線の●●●をのぼりきって200m先を左へ行った150mのところ場所にあります。それは、●●●へ抜ける道でもあります。譲受人、●●さんは会社員ですが、今まで両親と田2筆を長年耕作されており、譲渡人、●●さん、これまで全然農業をされていないようです。申請地1の前の●●●●●●が●●さんの家で、作業効率もよく、長年耕作されていて何ら問題がないようです。こういうふうにしたことはよかったのではないかと思います。詳細は調査書をごらんください。

以上でございます。

○村上会長 ありがとうございます。

続きまして、受付番号54号について、3番 津田委員、お願いいたします。

○津田委員 はい。津田です。

54号について説明いたします。

去る9月12日、農業委員2名、推進委員3名、事務局1名で調査をいたしました。

●●●●さんは、恐らく70年ぐらい前だろうと思いますが、広島へ出ておられます。大きな家があって土地もたくさんあったのですが、もうこっちへ帰ってくるということはないとい

うことで、山も含めて全て農地なり森林などを今、売買しております。何月でしたか、田んぼの売買については総会には了解をいただいておりますが、あと、残った土地が、ここへ出ておる3件。道端の、道を広げてちょっと残った三角の土地とか。図で見ると、51-54を見るとわかるのですが、●●●●は、これは宅地です。家があつて。もう今は、蔵しかありませんが。それから、●●●●●●というの、これは全部舗装されております。昔、ここでゲートボールなんかされておったんですけど、今は舗装されております。その上のは、これは旧道です。私が学校へ行ったり、通っていた時に使っていた道ですが。大分高さがあるんですけど、その角にちょこっと土地が残っているのが●●●●●●、それから、3番、ここは土地があるのかというような土地です。それから、●●●●●●は、これは恐らく庭を広げられて庭園をつくられたときに残った土地であろうと思うのですが、そのような土地が3筆残っておったわけで、これをこの際、皆、処分をするということで申請をされました。これは、図面どおり、ほかに農地がありません。全部休耕地でありますので、農業経営等に支障がないというふうに思います。

以上です。

○村上会長 ありがとうございます。

続きます、受付番号55号について、2番 田中委員、お願いいたします。

○田中委員 はい。2番 田中でございます。

受付番号55号について、さる9月11日に、推進委員4名、農業委員2名、事務局1名で現地の調査をし、確認しました。詳細について報告します。

まず、位置であります、別添の51-55で確認をいただきたいと思っております。現地は県道北船木線でありまして、●●●●●手前1kmぐらいのところでありまして、ちょうど現地の下が●●●●の県道でございます。さらにその横が、●●●●さんの資材倉庫になっておりますが、現地は●●●●さんのお宅のすぐ隣ということで、道路のすぐ上でありまして、181㎡の畑でございます。●●●●さんは、もう既に広島に住まいを建てられておりまして、こちらのほうへ帰ってこられることがないということでございました。それを●●●●さんが所有権移転をして耕作をされるということでありましたので、特段な問題はなかろうかと思っておりますし、今後も農地として適正に管理がされるというふうに思います。詳細については調査書をごらんください。

以上で御報告を終わります。

○村上会長 ありがとうございます。

以上で調査報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

質疑がないようですので、質疑を終了し採決に入ります。

議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○村上会長 ありがとうございます。全員挙手、賛成であります。

よって、議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請については、申請どおり許可することに決しました。

次に、日程第5 議案第52号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

初めに、事務局より要点説明をお願いいたします。事務局。

(事務局朗読説明)

○村上会長 ありがとうございます。

続いて、担当委員の調査報告をお願いいたします。

受付番号42号、43号について、6番 上田委員、お願いいたします。

○上田委員 6番 上田でございます。

受付番号42、43号について報告をいたします。

9月10日10時より、農業委員2名、推進委員3名、それと事務局で現地調査を行いました。

場所ですが、八千代町●●の●●●の裏手500mぐらいのところですか。これは、5月に農振除外申請で説明いたしましたが、申請人は高齢のため耕作がしんどくなり、農業をする後継者もないため、太陽光発電をして土地の有効活用を申請されました。別図52-42、43をごらんください。申請地1番は、受付番号42でございます。申請地2、3が、受付番号43でございますね。左手の●●●●●が国道54号線でございます、その下の●●●●●というところの前が、●●●●●のバスの停留所でございます。申請地1の上になりますけど、●●●●●は倉庫になっておりまして、もと●●●●●といたしまして、中古の耕運機等を売っておられたのですが、今は倉庫になっております。それで、その横の●●●●●と●●●●●、これは旧河川でございます。これが、左の線がありますが、ここは簸の川で、河川改修があったところです。ずっと下の●●●●●は、町のポンプ室になっております。●●●●●が申請人の宅地でございます。申請地1とその間のほうは、●●●●●、●●●●●、●●●●●、●●●●●、●●●●●は、休耕田になっております。以上のように、集団農地の端でございますし、周辺は水路等も整備されております。近隣の農地に支障が生じるとは認められませんので、いたし方ないのではないかと思っております。

以上で報告を終わります。

○村上会長 ありがとうございます。

続きまして、受付番号44番について、7番 富田委員、お願いいたします。

○富田委員 はい。7番の富田です。

受付番号44番について報告します。







ら野部方面にのぼり、さらに右に入った山中、山の中でございますが、確認いただきたいと思  
います。申請地は、●●●●●●でございますが、畑、原野。現状は原野でございますが、1、  
386㎡。●●●●氏は、埼玉県●●市の在住でございますが、こちらへもう帰郷することが  
かなわないと、このようなことございました。以前は、このお父さんが畑として野菜をつく  
っておられました。亡くなられて、もう、かい廃状態でございます。現地のほうは木が生え  
たり多少しておりましたが、とても農地としての復旧はできないというふうに確認をしてまい  
りました。やむを得ない状況だというふうに思います。

以上でございます。

○村上会長 ありがとうございます。

続きまして、受付番号41号、42号について、8番 桑原委員、お願いいたします。

○桑原委員 はい。8番 桑原です。

受付番号41、42号についての調査報告を行います。

9月12日に、農業委員2名、推進委員2名、事務局1名、計5名で現地の調査をいたしま  
した。

まず、41番の●●さんの土地は、41の中から、1の中の上の道沿いにあるのが●●さん  
の家です。下側に、●●川があります。この川から家との間は、ほ場整備田でございます。田  
んぼばかりで残りは全部山なのですが、昔に耕作された土地がありまして、下のほうの図面  
で言いますと、この申請地1でございますが、これ、一部、川の方へずってございまして、崩れ  
たような状態でございます。昔、ほ場整備がされるまでは丸木橋のようなものを掛けて、耕運  
機を持って入ったりはしたんですが、現状ではもう行くところもないというようなことで、現  
在まで放任状態になっております。状況から言いますと、周りも全部山でございますので、山  
の状態に戻っていると。

それと、2でございますが、上の図面で見ていただくと、その下へ道が一緒に重なったより  
上なんです。ここはほとんど全部山なんです。それで、下へ家が。図面がありますが、そこ  
からが圃場整備で、現状を見てますと、山か田んぼか全くわからんというような状況でござい  
ますし、やむを得ないというふうに見てまいりました。

それと、42号でございますが、これは●●●●さんの関係でございます。

まず、●●●の分の田んぼについては、図面で言えば1番のほうですね。これは、反対の川  
が、過去に田んぼの奥へ砂防堰堤ございました。古い砂防堰堤の結構背の高い堰所があったん  
ですが、大洪水のときにそのところが決壊しましてこの流域が大変被害をこうむったことがあ  
る。家のほうも浸水し、お隣の田もそのときに、この1番のところの横が川でございまして、  
そのの上に乗ったような格好になって。それ以後、耕作はされておられません。

それと、2番、3番、4番の場合については、ごらんのおり下は田んぼで耕作をされてる  
んですが、そこから上へあがる道は耕運機も通らないというふうな道でございまして、細長く

傾斜したような畑で。ちょっと見たら道かなというぐらいのところでございます。周りが全部山の状態で。これも、いたし方ないというふうに見てまいりました。

以上でございます。

○村上会長 ありがとうございます。

続きまして、受付番号43号について、12番 秋國委員、お願いいたします。

○秋國委員 はい。12番 秋國です。

受付番号43号について、去る9月11日に事務局と農業委員2名と推進委員3名とで現地の確認をいたしましたので、その結果を御報告いたします。

別図の54-43をごらんください。現地は、下の右上が●●方面で、ずっと下って左下のほうは、●●へ抜ける道で、それを抜けますと農道の●●から●●に抜ける道路が通っています。●●●●●●●●が申請者の母屋でございます。その横と裏が申請地でございますが、申請地の1は、既に山林化というか、かなり大きな木が立っております。2のほうは一応畑だったらしいのですが、母屋の裏がすぐ山でございまして、崩れていて、ここに畑があったのかというような現状でございます。畑という形がほとんど見受けられないようなかなり荒れたような状態で、とても耕作は不可能かと思われま。

以上のようなことで、今回の申請はやむを得ないかと思いました。

以上で報告とします。

○村上会長 ありがとうございます。

以上で調査報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

質疑がないようですので、質疑を終了し採決に入ります。

申請どおり受理することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○村上会長 全員挙手、賛成であります。

よって、議案第54号 非農地証明申請については、受理することに決しました。

次に、日程第8 議案第55号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

初めに、事務局より提案の要点説明をお願いいたします。事務局。

(事務局朗読説明)

○村上会長 ありがとうございます。以上で事務局の要点説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑及び意見はありませんか。

質疑がないようですので、質疑を終了し採決に入ります。

議案第55号 農用地利用集積計画の決定について、本案は申請どおり認定することとし、妥当意見を付し、市長に回答することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○村上会長 ありがとうございます。全員挙手、賛成であります。

よって、議案第55号 農用地利用集積計画の決定については、申請のとおり決定することとし、妥当意見を付し、市長に回答することに決しました。

次に、日程第9 議案第56号 農用地利用配分計画原案の諮問についてを議題といたします。

初めに、事務局より要点説明をお願いいたします。事務局。

(事務局朗読説明)

○村上会長 ありがとうございます。以上で説明を終わります。

これより質疑及び意見に入ります。質疑及び意見はありませんか。

それでは質疑がないようですので、質疑を終了し採決に入ります。

議案第56号 農用地利用配分計画について、原案のとおり設定することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○村上会長 ありがとうございます。全員挙手、賛成であります。

よって、議案第56号 農用地利用配分計画原案の諮問については、原案のとおり設定することに異議のない旨を市長に回答することに決しました。

次に、日程第10 議案第57号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたします。

初めに、事務局より要点説明をお願いいたします。事務局。

(事務局朗読説明)

○村上会長 ありがとうございます。以上で事務局の概要説明を終わります。

これより、担当地区の委員による調査報告をお願いいたします。

まず初めに吉田地区でございますが、本日、11番 水重委員が欠席であります。

位置番号1番から9番まで、村上が調査報告をさせていただきます。

9月10日月曜日に、最適化推進委員7名と農業委員2名、事務局とで現地調査をいたしました。

水重委員のもあわせて9番 村上が報告いたします。

まず、位置番号1号でございますが、場所は●●●●●●を越えて●●方面へ行きますと、●●がありますが、そこから南方へ約数百mですが、民家の隣の田んぼであります。譲り受け人は現在、●●●●●●に居住で両親や兄弟も近くに住みたい、その願いからこの場所を提供していただいたとのことでございます。●●●●●●が420㎡、●●●●●●が342㎡で、合計764㎡と、一般住宅にしては200㎡を超えて広いではありますが、この土地を利用して家庭菜園をしたいという旨の申し出もあり、思いも強く、ここを住宅としたという内容で申請された案件で、いたし方のないことかと。また、他の農地への影響はないかというふうに思いま

す。ちなみに、安芸高田市の下限面積は1反ということであります。そこで、そこら当たりから、やむを得ないというふうにも思っております。

次に、位置番号2号でございますが、この場所は、●●の●●●●●●●●●●があります。その地は、東側のすそ野に当たり、譲り渡し人のすぐ近くであります。その土地●●●●●●●●を230㎡を譲り受け、自己の住宅を建築したく、除外申請された案件でございます。数年前から耕作はされておらず、また、他の農地への影響がないようなので、仕方のないことかというふうに判断をいたしました。

次に、位置番号3号でございますが、場所は、●●●●●●●●●●で、54号線沿いにありますが、そこから100mぐらい三次寄りの北側です。昔、ぶどうを販売されていたところの北側。申請人の実家の裏、3mぐらい高い段々の農地であります。申請人の父の時代にはここを耕作されてブドウでもつくっておられたようですが、父が亡くなられてからは耕作されておらず、申請人も安佐北のほうで生活されておられ管理も行き届かないことから、今回の申請になったようでございます。許可になり次第、太陽光パネルを設置したいとのことで、田は一段高い農地で、南は3mぐらいさがった申請人の実家であります。周囲は全て耕作放棄地であり、他の農地へは何ら影響がないというふうに見て帰りました。

位置番号4号でございますが、場所は●●の●●●●●●●●●●があります。そこから●●に入り、●●●●●●●●の駐車場があります。そこからさらに100mぐらい西、●●集落に入った市道と●●川に挟まれた耕作放棄地で、以前は造園用の樹木を植えておられた農地で、管理されず近隣からも苦情の出ていた農地でしたが、こうして駐車場として利用されれば、近隣の方もよくなるというふうに思われます。申請地の西側に農地がありますが、これには何ら影響はないものと思われます。

次に、位置番号5号でございますが、場所は、譲り渡し人の自宅の西側の隣接地で、その申請地の西は山林で、田が5筆。畑が2筆。合計1,821㎡に太陽光発電設備を設置したく農振除外申請をされた案件でございます。現在は、7筆を個人で1枚にされておりましたが、耕作された形跡は見られず、イノシシの運動場になっておりました。後継者もおらず畑ができない状態で、やむなく今回の申請になったようでございます。隣接した田はなく、他の農地に何ら影響はないというふうに思われます。

次に、位置番号6号でございますが、場所は54号線●●の信号から100mぐらい●●に帰った●●側の隣接地で、現在は空き家状態でございますが、譲受人は広島市●●●●●●●●に住んでおられる方が兄弟の中で一番近いということから、東京都なり島根県なり広島市南区、西区なりにお住まいの方々から管理を依頼され、相続されるに当たり調査されたら、地目変更がされていない土地が判明し、今回の申請になったようです。が、先代が宅地造成したときに転用届をしないまま工事をされ、現在に至ったようであります。他の農地への影響は全くないというふうに判断をいたしました。





以上です。

○村上会長 ありがとうございます。

続きまして、位置番号16号について、8番 桑原委員、お願いいたします。

○桑原委員 はい。8番 桑原です。

位置番号16号について調査報告を行います。

9月12日、農業委員2名、推進委員2名、事務局1名で現地調査を実施しました。

現地は、●●●●さんの家と●●さんの家との間に5、6mぐらいの幅で、登記は田で細長い、現況は畑の状態でイチジクやらを植えてある場所でございます。一応、倉庫として利用したいということがございますが、●●さんの家の隣へ道がありまして、奥に入っていく道がございます。●●さんは、いろいろ事業をしたり農業もしておられますが、別に問題はないと思えます。それ以外の田んぼはございませんし、奥へ行くと川でございます、川と出店の道路との間に挟まれた土地でございます。隣との関係も問題ないというふうに思いますので、よろしいのではないかとこのように思えます。建てるのはプレハブみたいなのでやりたいというようにございます。

以上です。

○村上会長 ありがとうございます。

次に、高宮地区、お願いいたします。

位置番号17、18、19について、2番 田中委員、お願いいたします。

○田中委員 はい。2番 田中でございます。

位置番号17番について申し上げます。

9月31日に、推進委員3名、農業委員2名、事務局1名で現地調査をいたしました。その詳細について報告を申し上げます。

17号でございますが、●●氏は、●●県在住でございますが、墓地として利用したいということが目的でございます。畑の122㎡ということがございますが、場所は、高宮町●●●●というところでございますが、小字が●●●●というところでございます。山の中でわかりにくいのですが、ちょうど●●●●●●から山へ約1km程度あがった所でございますが、市道の真上ということがございます。墓地でございましたので、特段問題はなかろうというふうに見受けられます。何も農地はございませんので、特段問題はないと思えます。

続きまして18号でございますが、場所は、高宮町●●ということですが、集落としては●●集落でございます。ちょうど高速道高宮バス停から四差路、郷の四差路を●●●●のほうへ向かって約1km程度のところでございますが、●●氏は、もう既に倉庫を建てておまして、その前を駐車場として利用したいという申し出でございます。特段な問題はなかろうかと思えますし、地目は畑でございますが、宅地の一部として受理をするということでございます。周辺への影響はないというふうに見てまいりました。

次に19号でございますが、高宮町●●でございます。同じ●●集落という地域でございます。この●●氏は、もと、この4月まで、●●●●●●●●店という●●の配送の請けをやっておられましたが、廃業をされておられます。その娘さんで、●●●●●●さんでございますが、この方が、地元へ帰って家を建設して住みたいということのようでございます。ここは、昭和61年に土地改良法でございますので基盤整備をされて、こういう土地でございますが、ちょうど●●の●●がありますが、その真下のところに当たります。市道と言いますか農道と言いますか、通っておりますが、整備をして住宅用地として利用したいということのようでございます。下には谷水が流れておりますが、特段な問題はなかろうかということで。上に、●●さんというお宅が上にあるわけでございますが、その建設予定地は一番下の土地でございますので。水利の関係から言うと全く問題はないというように見てとらえました。したがって、やむを得ないことだろうというふうに思います。

以上で報告を終わります。

○村上会長 ありがとうございます。

続きまして、位置番号20号から23号について、12番 秋國委員、お願いいたします。

○秋國委員 はい。12番 秋國です。

位置番号20、21、22、23番について、9月11日に、事務局と農業委員2名と推進委員3名で現地の確認をいたしましたので、その結果を御報告いたします。

まず20号ですが、場所は、この地図を見てもらえばわかるのですが、●●から●●に抜ける広域農道が走っております。その道路から直線で500mぐらい右側に入ったところに生田川という川が流れておりますが、その川のほとりに申請人の御自宅がございます。申請人は譲受人の祖母で、娘さんが結婚されて●●のほうに住んでおられますが、今回、この申請人の土地を譲り受けて住宅を建てて、夫婦でこの実家のほうへ帰ってきたいということで、今回の申請でございます。家の前は、申請人の田で、右側は農道が走っております。他の農地への影響は全くないことなどから、やむを得ないと思いました。

それから21号ですが、下北甲田線がありますけど、下北甲田線を●●方面に走っていきますと、左のほうに●●が2カ所ございます。その手前のほうの●●が●●●●という●●でございます。今回の申請人の●●でございます。その申請人の●●の近くに申請人の墓地がございますが、墓地が手狭になったために、今回の申請地に墓地を拡張するというので、今回の申請でございます。農地などへの影響は全くなく、これはやむを得ないものと思います。

それから、22のほうですが、申請人は21番と同じ方でございまして、●●の●●の中に畑があったのを駐車場として利用。既に駐車場のようになっていますが、されるということで今回の申請でございます。●●の中でございまして、他の農地への影響などは全くないことなどから、これもまたやむを得ないと思います。

次に23番ですが、先に非農地申請をされた43番の申請人の方で、自宅への進入路が狭い



ために、今回、この申請地を進入路として拡張するために、今回の申請となりました。申請地の前は町道が走っておりまして、他の農地への影響は全くないことなどから、やむを得ないと思いました。

以上で御報告を終わります。

○村上会長 ありがとうございます。

次に、甲田地区、お願いいたします。位置番号24号について、1番 沖田委員、お願いいたします。

○沖田委員 はい。1番 沖田です。

位置番号24号について報告いたします。

9月11日、農業委員2名、推進委員2名、事務局1名で現地の確認を行いました。

場所は、甲田町と向原町の町境にありまして、甲田町●●●の●●というところです。戸島川と県道の間で、甲田町も向原町も圃場整備がしてあるんですけども、このエリアだけ圃場整備ができていないところです。そこへ●●さんが土地を譲り受けて太陽光発電をしたいということでありました。周辺にもう既に太陽光設備もできておりまして、●●さんの土地1枚、川沿いの田んぼが残っています。現地は、草刈りだけされておって長年耕作はされていないというようなことで、やむを得ないかなということ、問題ないことを確認してまいりました。

以上です。

○村上会長 ありがとうございます。

次に、向原地区、お願いいたします。位置番号25号について、4番 信川委員の担当でございますが、本日、欠席であります。よって、位置番号25、26、27について、5番 田槇委員、お願いいたします。

○田槇委員 はい。5番 田槇です。

番号の25番から27番について報告いたします。

9月13日10時から、事務局1名と農業委員2名、推進委員5名で現地を確認しております。

まず、25番、信川さん担当の案件なんですが、現地は、向原町●●になります。図面では25番の下で最後のページの裏面です。はっきり言ってわかりにくいと思います。対象農地は275㎡の田ですが、現在、若干の野菜とか花などは栽培している状況にあります。しかしながら、田としての活用は全くなく、むしろ庭として利用している状況に見えました。話を聞かせてもらおうと、随分前に、この農地が河川の改修工事によって農地が分断されたことで残地が細長い形状になり、それ以降、田としての機能を果たせなくなったということでありました。今回の申請は、今後も田として利用は考えられないことから、庭の一部として扱いたいという意味での申請となります。周囲に悪影響を与えるものは全くありません。したがって今回の申請に対し、やむを得ないというふうに理解しております。

次に26番ですが、現地は、向原町●●で、●●●●●●●●の近く、県道沿いになります。別図の25番のところですが、申請農地は、未整備田なんですけど、田の89㎡です。この89㎡の周囲3辺をブロックで囲んでおります。一部コンクリートで固めた状態にあつて、現在、駐車場として利用している状況です。当人に確認したところ、随分前に現在の形にもっていったと。農業委員会の許可が必要とは知らなかったと。至急、手続をとると。申しわけなかった、ということを知りました。手続を踏むことで許可が出れば、これからも駐車場として利用していきたいとのことで、現地を確認した中で、状況から見てやむを得ないというふうに考えております。

続けて27番です。土地の所有者は農地を売却し、譲受人は太陽光パネルを設置するというものです。対象となる農地は2筆で、畑1、205㎡と田672㎡の合計1、877㎡となります。別図27番のところを見てください。いずれも未整備田ですが、場所は、この1、205㎡と672㎡は離れた場所にあります。畑の1、205㎡は山すそにあります。周囲は全て耕作放棄地で草が繁茂している状況にあります。既に畑として回復させるのは困難であるというふうに思われる状況にあり、また、周囲の民家ははなれており、パネルの設置に何ら問題はないと思われます。下に、田の672㎡は県道沿いで、●●●●●●●●の近くになります。現在は作付してませんが、草刈り等で管理はされている状況です。確認したところ、これまで県道沿いであることから、草刈りを行いながら農地を守ってきたけれども、高齢になり管理することが非常に難しくなってきた。また、ほかに管理してもらえる人がいない、そのことからやむを得ず今回、売却することにしたということです。周囲に悪影響となるものはなく、状況から判断するにやむを得ないと思われます。

以上です。

○村上会長 ありがとうございます。

委員さん今、26号の説明の中で、地図の位置が25号になつたような気がしたのですが。

○田植委員 25号になつてましたか。ごめんなさい。26ですね。

○村上会長 いいですね。26ですね。

○田植委員 はい。

○村上会長 ありがとうございます。以上で調査報告を終わります。

ここで、質疑及び意見に入ります。質疑及び意見はありませんか。

質疑がないようですので、質疑を終了し採決に入ります。

議案第57号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画の変更についてを申請のとおり認定することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○村上会長 ありがとうございます。全員挙手、賛成であります。

よつて、議案第57号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画の

変更については、申請のとおり認定することとし、妥当意見を付し、市長に回答することに決  
しました。

以上で本総会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって、平成30年第9回安芸高田市農業委員会総会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時54分 閉会

以上の会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

安芸高田市農業委員会会長

5 番委員

6 番委員